

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本構想

令和5年 9月

奈良市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 奈良市は、奈良県の北部に位置し、千三百年の歴史と青垣の山々に囲まれた豊かな自然環境を有し、やや少雨で温暖な気候条件と、大都市圏である京阪神市場への至近性を生かし、従来から平坦部は、米及びイチゴを中心とした施設野菜、東部地域は、茶・米を主体とする農業生産が展開されてきた。

今後も、高収益性の作目、作型を担い手中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。また、土地利用型農業により経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸により集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 奈良市の農業構造については、東部地域の山林を中心にして、工場団地やゴルフ場の立地を契機に兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、農家の高齢化が進み農業の担い手不足が深刻化している。

こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移しており、また、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが増加しており、担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも影響を及ぼしている。

奈良市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、奈良市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たりおおむね360万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

3 奈良市は、将来の奈良市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、奈良市は、奈良市地域農業再生協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化するとともに、農地中間管理事業を活用し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、5年後・10年後の農業の担い手をどうするかを話し合い、農業のあり方を地域で合意形成する地域計画の策定を進め、奈良県農地中間管理機構 公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター（以下、「サポセン」という。）と連携し、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び農用地の利用集積を進め、地域農業の維持発展を目指す。

特に、近年、増加傾向にある耕作放棄地については、今後耕作放棄地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者等」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に耕作放棄地の発生防止及び解消に努める。

さらに、水田農業等土地利用型農業が主である集落では、農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて特定農業振興ゾーンの設定により、特に農業の振興を図る地域を定め、高収益作物への転換、農用地の集積・集約化、耕作放棄地の解消、多様な担い手の確保等に関する施策を集中的かつ優先的に実施することで、農業の生産性の向上を図る。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等は、担い手とともに地域を支えているという実態を踏まえ、営農の継続が図られるよう配慮する。また、労働力や技術力等で地域の農業をサポートする農作業支援者の役割の重要性を再認識し、農

作業の支援のあり方について検討していく。

加えて、農外企業の参入や、定年退職者などシニア世代の農業への参画、農業法人等での雇用就農、農福連携による障害者雇用や作業委託についても拡大を図りつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう全市的に理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者及び中心経営体への集積はもちろんのこと、農地中間管理事業その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、奈良市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。さらに、地域の面的事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 4 奈良市は、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導を奈良県北部農業振興事務所の協力を受けつつ行う。

特に、稲作単一からの脱却を図ろうとする中山間地域においては、新規の集約的作目導入を図るため、市場関係者や奈良県農業協同組合担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稲と組み合わせての複合経営としての発展に結びつけるよう努め、農産物のブランド化も促進する。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- 5 奈良市の農業を支える担い手の確保・育成は、農業を魅力とやりがいのある職業とし、農業後継者はもちろんのこと、地域農業の維持・発展のために、非農家や他産業から新たに農業経営を営もうとする青年等を確保し、確実に地域に定着することが重要であり、新たな担い手を支援することにより、奈良市の農業の健全な発展を図るものとする。

意欲ある担い手への農地の集積については、農地中間管理事業を活用し、必要に応じて担い手が活用しやすい形で条件整備等を図り、担い手の農地の基盤強化を支援する。

青年等就農計画の認定を受けた新規就農者（以下、認定新規就農者という。）については、他産業従事者と均衡する年間労働時間（主たる農業従事者1人当たりおおむね2,000時間）および年間農業所得（主たる農業従事者1人当たりの年間農業所得おおむね250万円）は施設・機械等の初期投資がかさむことを考慮し、過去の認定新規就農者の所得目標を参考として定める。

特に法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、本制度を新規就農者の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会やサポセンの支援による農用地利用のこれら認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、奈良市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。具体的な青年等就農計画の認定は以下のとおり実施することとする。

- (1) 奈良市の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等は、奈良県北部農業振興事務所に相談のうえ青年等就農計画を作成し、これを奈良市に提出して、その青年等就農計画が適当である旨の認定を受けることが出来るものとする。
- (2) 奈良市は提出された青年等就農計画の内容が基本構想に照らし、適切なものであること等の要件に適合するものであると認めるときは、その計画を認定するものとする。
- (3) 就農希望者に対して奈良市では就農に対する相談や青年等就農計画の作成支援などを行い、新規就農を促進するとともに、就農後については定着促進に向けたフォローアップ体制等を整備する。

6 奈良市は、市産農産物の活用を促進し、地産地消を進めるなど、地域ブランド力と販売プロモーションの強化、多様な流通経路の形成による販売促進に取り組むことにより意欲のある担い手の経営基盤の強化を支援する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 主要な営農類型に関する農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に奈良市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、奈良市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

(1) 個別経営体

農業経営の指標の例

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲作	〈作付面積等〉 水稲キヒカリ 300 a	〈資本装備〉 トラクター 30 p s 1台	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保
	水稲ヒビカリ 500 a	施肥田植機 6条植 1台		
	田植受託 100 a	コンバイン 4条刈 1台		

	<p>収穫・乾燥・調整受託 600 a</p> <p><経営耕地面積> 800 a</p>	<p>トラック 2 t 1台</p> <p>乾燥機 3 t 3台</p> <p>倉庫・格納庫 150m²</p> <p><その他> ・複数品種の導入による作業ピークの分散 ・作業受託による機械の有効利用</p>		
イチゴ専作 (土耕)	<p><作付面積等> 12月どり 30 a</p> <p><経営耕地面積> 36 a</p>	<p><資本装備> パイプハウス 30 a</p> <p>育苗ハウス 6 a</p> <p>倉庫・作業舎 50m²</p> <p>保冷库 1 坪</p> <p>トラクター 20ps 1台</p>		
イチゴ専作 (高設栽培)	<p><作付面積等> 12月どり 30a</p> <p><経営耕地面積> 36a</p>	<p><資本装備> パイプハウス 30 a</p> <p>育苗ハウス 6 a</p> <p>高設ベンチ 30 a 分</p> <p>温湯暖房機 3台</p> <p>倉庫・作業舎 50m²</p> <p>保冷库 1 坪</p> <p><その他> ・軽作業化のため高設ベンチの導入</p>		
茶(てん茶)	<p><作付面積等> 茶 600 a</p>	<p><資本装備> 製茶工場建物</p>		

	<p>720m²</p> <p><経営耕地面積> 600 a</p>	<p>生葉自動コン テナ 2,250～ 4,950kg</p> <p>蒸熱工程 120kg</p> <p>てん茶機 100kg/h</p> <p>仕上げ工程 1台</p> <p>乗用型摘採機 25.2ps 1台</p> <p>防霜扇 600 a</p> <p>倉庫・作業舎 200m²</p> <p><その他> ・3戸共同と補 助事業導入に よる機械等償 却費低減</p>		
茶(生葉)	<p><作付面積等> 茶 500 a</p> <p><経営耕地面積> 500 a</p>	<p><資本装備> 乗用型摘採機 27ps 1台</p> <p>防霜扇 500 a</p> <p>倉庫・作業舎 200m²</p> <p><その他> ・生葉売りによ る製茶工場償 却費の低減</p>		
花壇苗専 作	<p><作付面積等> 花壇苗 パンジー 20 a ベゴニア 8 a ペチュニア 8 a マリーゴールド 7 a サルビア 7 a</p>	<p><資本装備> A Pハウス 30a</p> <p>温風暖房機 2台</p> <p>発芽室 1坪</p> <p>ポットティング</p>		

	<p><経営耕地面積></p> <p>30 a</p>	<p>マシン</p> <p>1 台</p> <p>フロントロー ダー</p> <p>1 台</p> <p>用土混合機</p> <p>1 台</p> <p>播種機 1 台</p> <p>倉庫・作業</p> <p>50 m²</p> <p><その他></p> <p>・省力機器の導 入</p>		
酪農	<p>経産牛 60 頭</p> <p><経営耕地面積></p> <p>—</p>	<p><資本装備></p> <p>搾乳牛舎</p> <p>700 m²</p> <p>パイプライン</p> <p>ミルカー</p> <p>一式</p> <p>牛糞処理施設</p> <p>一式</p> <p>トラクター</p> <p>20ps 1 台</p> <p><その他></p> <p>・購入国産飼料 (稲 WCS) を利 用</p> <p>・牛群検定によ る生産能力の 向上</p>		
肉用牛	<p><作付面積等></p> <p>肉用牛 200 頭</p>	<p><資本装備></p> <p>肥育牛舎</p> <p>1,100 m²</p>		

	<経営耕地面積> —	牛糞処理施設 一式 トラクター 20ps 1台 <その他> ・効率的な飼養管理		
採卵鶏	<作付面積等> 成鶏 10,000羽 <経営耕地面積> —	<資本装備> 成鶏舎 1,340 m ² 自動給餌機 一式 鶏糞発酵施設 一式 <その他> ・衛生管理の徹底 ・飼養管理の省力化		

(2) 組織経営体

農業経営の指標の例

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
集落営農組織 (水稻+水稻作業受託)	<作付面積等> 水稻 500 a 水稻作業受託 育苗 1,800 a 耕起 2,500 a 代掻き 2,500 a 田植 2,500 a 収穫 4,000 a <経営耕地面積> 500 a	<資本装備> パイプハウス 20a トラクター 15, 25, 35ps 各1台 代かきハロー 2台 施肥田植機 5条 2台 コンバイン 4条刈 4台	・複式簿記の実施 ・経営担当者の育成	・パソコンを利用した従事者管理 ・雇用者の労災保険等の加入

		トラック 2 t 1台 〈その他〉 ・複数品種の導入による作業ピークの分散 ・軽トラック必要台数を借り上げ		
集落営農組織 (水稲+野菜)	〈作付面積等〉 水稲 あきたこま 500 a ヒノヒカリ 1,000 a シソ 50a スイートコーン 10 a キャベツ 60 a 〈経営耕地面積〉 1,720 a	〈資本装備〉 トラクター 3台 施肥田植機 5条 3台 コンバイン 4条刈 2台 乾燥機 4.5 t 3台 フォークリフト 1 t 1台 野菜移植機 2条 1台 倉庫・作業舎 305 m ² 〈その他〉 ・複数品種の導入による作業ピークの分散 ・軽トラック必要台数を借り上げ		

2 新規就農者等の農業経営の指標

新規就農者が第1に示した目標を達成するために目指すべき農業経営の指標として、過去の新規就農者の事例等を踏まえつつ、奈良市における主要な営農類型についてこれを示すと次の通りである。

野菜経営				
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
イチゴ専	〈作付面積等〉	〈資本装備〉	・複式簿記記帳の実	・家族経営協定に基づ

<p>作 (土耕)</p>	<p>イチゴ 12月どり 15a <経営耕地面積> 19a</p>	<p>パイプハウス 15a 育苗ハウス 4a トラクター 20ps 1台 倉庫・作業舎 50㎡ 保冷庫 1坪 <その他> ・土耕栽培により初期費用を軽減</p>	<p>施による 経営と家計の分離 ・青色申告の実施</p>	<p><給料制・休日制の実施</p>
<p>イチゴ(土耕) + ナス</p>	<p><作付面積等> イチゴ 12月どり 15a ナス 夏秋栽培 5a <経営耕地面積> 24a</p>	<p><資本装備> パイプハウス 15a 育苗ハウス 4a トラクター 20ps 1台 倉庫・作業舎 50㎡ 保冷庫 1坪 <その他> ・イチゴは土耕栽培により初期費用を軽減</p>		
<p>施設軟弱 (ホウレンソウ + ミズナ)</p>	<p><作付面積等> ホウレンソウ 120a ミズナ 30a <経営耕地面積> 30a</p>	<p><資本装備> パイプハウス 30a トラクター 20ps 1台 倉庫・作業舎 50㎡ <その他> ・ホウレンソウは年間 4作</p>		

施設軟弱 (コマツナ)	<作付面積等> コマツナ 150 a <経営耕地面積> 30 a	<資本装備> パイプハウス 30 a トラクター 20ps 1 台 倉庫・作業舎 50m ² 保冷庫 2 坪 <その他> ・コマツナは年間 5 作		
----------------	---	--	--	--

第 3 第 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

奈良市の特産品であるイチゴや茶などの農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、奈良県北部農業振興事務所、奈良県農業経営・就農支援センター、奈良市農業委員会、奈良県農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地の取得支援、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制の導入や、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 奈良市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、奈良県北部農業振興事務所や奈良市農業委員会、奈良県農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、必要となる農用地等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、新規就農者育成総合対策等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、関係機関、関係団体と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、農用地のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 奈良県北部農業振興事務所、市、奈良県農業協同組合は、就農等希望者への就農相談対応、研修の実施、就農後の定着に向けたサポートを行う。
- ② サポセン、奈良市農業委員会は、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ③ 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、関係機関、関係団体と連携して、奈良市内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、奈良県及び奈良県北部農業振興事務所に情報提供する。

農業を担う者の確保のため、奈良県農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、奈良市区域内において後継者がいない場合は、奈良県北部農業振興事務所やサポセン等の関係機関と連携し、情報を収集する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう奈良県北部農業振興事務所、サポセン、奈良市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積

に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標
面積シェア30%
なお、面的集積についての目標については、地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整や圃場整備等を行い、県、奈良市、奈良市農業委員会、サポセン等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連たん化や団地面積の増加を図ることとする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

奈良市では都市化の進展に伴う都市的土地需要の拡大と米の生産調整に伴う土地利用の関係により、従来から培われてきた地域農業の形態が大きく変容している。また、自立農家層と零細規模農家層の分極化、安定的な農外就業、兼業化の定着のなかで農家数と耕地面積は、ともに年々減少の傾向にある。このような情勢の中、農業後継者の育成を進める一方で、農地の集約等による経営の合理化、土地利用の効率化を推進する。

(2) 地域計画に基づいた農地利用等

農業後継者となる若手リーダーを育成し、農地の集約等による経営の合理化、土地利用の効率化を図るため、地域での営農組織を核とした地域ぐるみでの生産振興を目指し、集落営農組織の育成、法人化を推進することにより農業振興を図る。

地域計画の実現を図るため、以下の施策等を積極的に推進することとする。

- ① 認定農業者、集落営農組織、法人等効率的かつ安定的な経営体の育成
- ② 地域の実情にあわせた多様な担い手の育成
- ③ 農業上の利用増進を図る農地については、耕作放棄地発生防止及び解消の実施
- ④ 戦略的作物の導入
- ⑤ 農地中間管理事業およびサポセンが行う特例事業の活用

なお、これらの施策の円滑な推進のため関係機関との間で農地に係る情報提供の共有化を進めるとともに、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、奈良市地域農業再生協議会等による指導体制の整備を行う。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

奈良市は、奈良県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、奈良市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項1号に掲げる事業に関する事項

(1) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当だと認められる区域ごとに協議の場を設けることとする。具体的には、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域のほか、地形や水利等の自然的条件、農産物の生産状況や用地の集約化に向けた取組について、農地の出し手や受け手の話し合いや合意形成が行いやすく、その取組の着実な実現が図られると考えられる区域ごととする。

(2) 協議の場の開催時期

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する地域計画対象地区ごとに農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、ほかの農業関係の集まりを積極的に活用し周知を図る。

(3) 協議の場の参加者

参加者については、農業者、農業委員、農地利用最適化推進委員、奈良県北部農業振興事務所、奈良市、農業協同組合、サポセンの事業推進員、土地改良区、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

なお、協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農政課に設置する。

(4) 協議の場において協議すべき事項

協議の場では、参加者により次の事項を主に協議する

① 地域計画対象地区における農業の将来の在り方

地域計画対象地区の現状や課題を踏まえ、目指すべき将来の地域農業について協議する。

② 農業上の利用が行われる農用地等の区域

農地については、今後もできる限り農業上の利用が行われるよう、農業振興地域を中心に農業上の利用が行われる農用地等の区域を設定することを基本としつつ、農業生産利用に向けた様々な努力を払ってもなお農業上の利用がない農地については、保全等が行われる区域とするなど、地域の現状や将来の見込みについて協議する。

③ その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要事項。

①②を基に、10年後の将来の目指すべき姿に向け、次に掲げる事項について協議する。

(ア) 農用地の集積・集約化の方針

(イ) サポセンの活用方針

(ウ) 基盤整備事業への取り組み方針

(エ) 多様な農業経営体の確保・育成の取組方針

(オ) 農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

(カ) その他、地域計画の対象地区事情に応じた事項

(5) 地域計画の進捗管理

奈良市は、地域計画の策定に当たって、奈良県・奈良市農業委員会・サポセン・奈良県農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととする。

(6) 利用権設定等促進事業に係る経過措置

令和4年法律第56号（農業経営基盤促進法等の一部改正）により、奈良市基本構想の記載事項から「利用権設定等促進事業に関する事項」が削除されたが、同法経過措置により令和7年3月31日まで引き続き農用地利用集積計画の作成を行うことができるとされている。このため本市においては、法改正の趣旨を踏まえ同事項を削除する上で、経過措置の間は、改正前の農業経営基盤促進法第6条の規定により定められた「奈良市農業経営基盤強化促進基本構想」（令和4年3月策定）に基づき、農用地利用集積計画の作成等を行うこととする。

2 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

奈良市は、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来の担い手に引き継ぐことが重要であるため、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

④ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

⑤ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

奈良県農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等

を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんの調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

3 その他農業経営基盤の強化の促進に関する事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

奈良市は、1、2に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ① 奈良市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に面的な広がりでの田畑輪換を実施する集团的土地利用を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。
- ② 奈良市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。
- ③ 奈良市は、地域計画の作成を通じ地域農業について地域における合意形成を進めるとともに、話し合いにより生じた取り組み事項について、関係機関との連携を行うものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

奈良市は、奈良市農業委員会、奈良県北部農業振興事務所、奈良県農業協同組合、土地改良区、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4に掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

奈良市農業委員会、奈良県農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、奈良市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 農地中間管理事業の推進に関する事項

1 サポセンを奈良市における担い手への農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・解消を進める中核的な事業体として位置づけ、関係機関との連携を密にして活用する。農地中間管理事業の推進にあたっては、適切に作成された地域計画を農地集積の中心とし、地域ぐるみで農

用地の流動化に取り組む区域や農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域などにおいて重点的に実施する。

農用地の利用の効率化及び高度化を促進するためにサポセンが貸付けを行う担い手の農用地の利用状況等を把握し、分散錯圃の解消を図り、連たん化、団地化を図る。また、再生して周辺農地と一体的かつ効率的に利用することが可能な耕作放棄地は速やかに再生利用を図り、耕作放棄地の解消・活用に積極的に取り組む。

なお、農用地として利用することが困難なときは、農地中間管理権を取得しないものとする。

2 農地中間管理事業のほか、サポセンが行う次に掲げる特例事業も活用し、農地集積・集約化の取組を推進する。

- (1) 農用地等を買入れ、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（農地売買等事業）
- (2) 農用地を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し、当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業
- (3) 農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し①の農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業
- (4) ①の農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成7年1月23日から施行する。
- 2 改定平成12年7月18日から施行する。
- 3 改定平成18年8月31日から施行する。
- 4 改定平成22年6月11日から施行する。
- 5 改定平成26年9月30日から施行する。
- 6 改定令和4年3月31日から施行する。
- 7 改定令和5年9月27日から施行する。
- 8 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行後において、同法に設けられた経過措置の適用を受けるとされた規定に関する基本構想の適用については、なお従前の例によるものとする。